

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度（2024年度）第1回 枚方市介護保険施設等整備審議会
開 催 日 時	令和6年（2024年）6月17日（月） 午後2時00分～午後3時15分
開 催 場 所	市役所第3分館（旧枚方市市民会館）第4会議室
出 席 者	秦会長、田邊副会長、今西委員、中村委員、肥田委員、平方委員、室田委員
欠 席 者	政谷委員
案 件 名	（1）令和6年度介護保険施設等整備スケジュール及び整備方針について （2）令和6年度介護保険施設等整備事業候補者の選定に関する募集要項及び選定基準について
提出された資料等の 名 称	資料1 : 令和6年度介護保険施設等整備スケジュール 資料2 : 令和6年度介護保険施設等整備方針 資料3－1 : 令和6年度広域型特別養護老人ホーム整備事業候補者の選定に関する募集要項（案） 資料3－2 : 令和6年度広域型特別養護老人ホーム整備事業候補者の選定基準（案） 資料4－1 : 令和6年度介護医療院整備事業候補者の選定に関する募集要項（案） 資料4－2 : 令和6年度介護医療院整備事業候補者の選定基準（案） 資料5－1 : 令和6年度地域密着型サービス整備事業候補者の選定に関する募集要項（案） 資料5－2 : 令和6年度地域密着型サービス整備事業候補者の選定基準（案） 冊 子 : ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期） 参考資料1 : ひらかた高齢者保健福祉計画21（第8期）【計画期間：R3～R5年度】に基づく施設整備実績 参考資料2 : 用語説明資料
決 定 事 項	令和6年度（2024年度）介護保険施設等整備事業候補者の選定に関する募集要項及び選定基準を決定
会議の公開、非公開の 別及び非公開の理由	非公開：枚方市情報公開条例第5条第6号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議、報告するため。
会議録の公表、非公表 の別及び非公表の理 由	会議非公開理由と同様の理由で当面は非公表であるが、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第7条第3項の規定により、整備事業候補者決定の後に公表する。

傍 聴 者 の 数	—
所 管 部 署 (事 務 局)	健康福祉部 健康福祉政策課

審議内容		
発 言 者	発言の趣旨	
会 長	それでは、ただ今から令和6年度第1回枚方市介護保険施設等整備審議会を開催いたします。本日はご多忙の折、ご出席くださいますと誠にありがとうございます。 まずは事務局より出席状況の報告などをお願いします。	
事 務 局	本日の出席委員は7名で、当審議会の委員定数（8名）の過半数に達しておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。 本市におきましては、本年3月、令和6年度から8年度を計画期間とします「ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）」を策定しております。本日は、計画に見込まれた介護保険施設の整備に関する事項の調査審議を行うために設置いたしました「枚方市介護保険施設等整備審議会」の1回目の開催となり、皆様方にお集まりいただいております。 まず、本審議会への諮問についてですが、本日付で、本審議会に対し、枚方市長から諮問書が提出されております。皆さんのお手元にも、その写しをお配りしております。 本審議会は、この諮問に応じ、ひらかた高齢者保健福祉計画21（第9期）に基づく各介護保険サービスの整備事業候補者の選定について調査審議し、答申を行っていただくために設置した審議会でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 それでは、健康福祉部長の林よりごあいさつ申し上げます。	
部 長	《挨拶》	
事 務 局	続きまして、本日お配りしている資料について、ご確認をお願いします。 事前に配付させていただきました資料から修正がございますので、恐れ入りますが、本日お配りしている資料をご参照下さいますようお願いいたします。 《事務局資料確認》	
会 長	それでは、本日の案件に移りたいと思います。 案件1 令和6年度介護保険施設等整備スケジュール及び整備方針について、事務局からの説明を求めます。	
事 務 局	《案件1について説明》	
会 長	ありがとうございました。本件について、ご意見ご質問はございませんか。	

委 員	員	介護医療院は、東香里病院ともう一箇所はどこですか。
事 務 局	局	津田病院です。
委 員	員	今までの経験でいくと、これだけの数の整備に事業者が手を挙げてくれるのはなかなか難しいと思います。介護医療院についても、病院のベッド数を減らして介護医療院へ変えるメリットは、看護師の人数を少なくできる等の人員的なメリットはあっても、経営的なメリットはあまりないようなので大変だと思います。
事 務 局	局	第8期計画において、計画で見込んだ介護保険サービスが未整備になっているものもあり、第9期計画を策定するにあたって、市内で介護保険施設等を運営している事業者アンケートやヒアリングを実施しました。どの程度整備の見込みがあるのか、どのようなサービスが必要とされているのか、というご意見も参考にしつつ、第9期計画で整備するサービスを決定しました。
委 員	員	病院を取り巻く環境もなかなか厳しく、他県の医療法人へ医療継承された病院もあります。経営母体が変わると、介護医療院のメリットがあまりないと判断されて、また変えてしまうかもしれないし、特に、今月から介護報酬が変わってどこも難しいと思います。働き方改革で人も集まらないし、医療と介護は3Kと言われ、人が集まりにくい職種で、看護師の斡旋を依頼すると、ベテランの看護師になると一人数十万円かかります。今まではハローワークで募集したら集まっていたが、今はどこもゼロで、市民病院は看護師がいないために一部の病床を閉めています。高齢化率がどんどん上がっている、ので、当然必要な施設だと思いますが、市から助成してあげるとか、そのようなことを考えていかないと絵にかいた餅になるように思います。
会 長	長	介護療養型医療施設の指定の場合は、病床群や病棟でもできたと思いますが、介護医療院の場合は1棟の指定になるのでしょうか。
事 務 局	局	はい、そうです。
		【会議後の訂正】 上記回答については、「会長の発言のとおり、病床群や病棟（国の基準では、「療養棟」という。）単位での許可も可能です。」が正しい回答でした。
会 長	長	特別養護老人ホームのようにベッド数だけを確認するというのができないんですね。
会 長	長	他、ございませんか。

		《意見等なし》
会	長	続いて、案件２のうち、令和６年度介護保険施設等整備事業候補者の選定に関する募集要項について、事務局からの説明を求めます。
事	務	局
		《案件２（募集要項）について説明》
会	長	ありがとうございました。本件について、ご意見ご質問はございませんか。
会	長	諮問書は「介護老人福祉施設」というように介護保険法の名称ですが、募集要項と選定基準は「広域型特別養護老人ホーム」となっていて、ここだけ老人福祉法の名称ですが、違いはあるのですか。
事	務	局
		分かりやすい表記とするため、「広域型特別養護老人ホーム」と表記させていただいております。
会	長	介護医療院の根拠法は介護保険法なのでしょうか。３ページに「許可」という言葉が使われていますが、介護老人保健施設と同じように許可となるのですか。
事	務	局
		介護保険法に基づく施設で、許可となります。
会	長	整備予定地の賃貸借期間ですが、在宅サービスの場合 30 年、入所施設の場合 50 年だった場合、期間満了となれば出てください、ということはないですよ。
事	務	局
		その賃貸借契約が終わった後に、どうされるのかというのは、相談になってくるかと思います。
会	長	在宅サービスの場合でもそうですが、特に入所施設の場合、退去しなければならないことがあったときに深刻ですので質問しました。
事	務	局
		国の指針では、借地の場合、事業の存続に必要な期間を設定することと示されており、特段何年以上というのは示されていません。ただ、本市としてはできるだけ長い期間、その土地で運営してほしいということで、今回 50 年以上と設定しております。
会	長	これは上限ということではないのですか。
事	務	局
		50 年を下限として設けております。

会	長	他、ございませんか。
		《意見等なし》
会	長	続いて、案件２のうち、選定基準について、事務局からの説明を求めます。
事	務	局
		《案件２（選定基準）について説明》
会	長	ありがとうございました。本件について、ご意見ご質問はございませんか。
会	長	「整備・運営にかかる資金計画」ですが、評価の視点は前回と同じですか。
事	務	局
		はい、前回と同じです。
会	長	「十分可能である」等はわかるのですが、「若干不安がある」はこのような表現でしたか。
事	務	局
		はい、他のサービスも同じです。
会	長	評価内容と配点の関係について、例えば配点が 10 点で評価内容の項目が 2 つであれば 5 点ずつ、配点が 15 点で評価内容が 2 つであれば 7.5 点ずつとするのでしょうか。それとも、評価内容すべて合わせて 10 点ないし 15 点満点で評価するのか、どちらでしょうか。
事	務	局
		後者です。
委	員	前から気になっていたが、災害時にどのような対応をとるのかという項目で、今まで提出のあった事業計画では、地域の防災計画に則って小学校等の避難場所に避難すると書いていることが多いですが、この前の能登地震のような大きな災害が起きると、その避難所すらままならないようなこともありました。南海トラフや生駒断層が動いたら、枚方でかなりの被害が出ると思います。大規模災害が起きた時には、このような高齢者が多い施設は、本当の意味でのマニュアルを提出してもらわないといけないと思います。能登地震の時でも、障害者や介護の必要な高齢者は避難所に入れてもらえなかったというのはマスコミでも報道されていて、マニュアル通りに学校へ避難するというのは現実的ではないことが多いと思うので、より深く考えた内容の防災計画を書いてもらうようにしたほうが良いのではと思います。
事	務	局
		今回から、災害イエローゾーンでの整備の場合は、添付資料として避難確保計画の提出を求める予定ですが、そこに記載される内容も基本的なものになるかと思いますが、南海トラフのような大きな地震が発生し、避難所もな

委 員	かなか入れないとなった時に、その施設自身でどのような対策を取るのか、例えばハード面での対策や、職員の応援体制等、具体的に触れていただく必要があるかと思います。次回の審議会では、事業者から提出のあった事業計画を審査いただくので、委員の皆様にもそのような視点で見ただけだとありがたいです。 医師会で防災マニュアルを作る時もそうでしたけど、混乱している発災後3日間と、4日目以降のある程度落ち着いてきた時の両方を考える必要があると思います。能登地震の時、災害弱者は苦勞なさったみたいです。支援学校の校長先生と話したが、障害者は災害時ひどい目に遭うようで、学校がなければ親もつきっきりになり、結局学校が再開するまで1か月以上かかって、その間車で耐えたという事例が多かったとおっしゃっていました。具体的な内容、考えを聞いておいたほうが良いのではと思います。
事 務 局	おっしゃるとおりだと思います。施設にできること、市がしなければならないこと、自助、共助、公助と言っているとおり、いろいろなケースが考えられると思っていて、市としても高齢の方など要配慮者にどう対応するかが課題です。今回の能登地震を踏まえて、本市も福祉避難所の設置を広げていくことを検討しているのですが、いろいろな協力が必要ですし、どのような方向でやっていくのか思案しています。また、要配慮者の避難について、個別避難計画も進めているところです。今回どのような事業計画が出てくるのか分かりかねる部分がありますが、私共も関心を持って見たいと思っていますし、施設の考えを参考にしながら市として計画の中に落とし込むのか、どういう支援ができるのかを考えなければいけないと思っております。今回、災害イエローゾーンでの整備提案に避難確保計画の提出を求めたのはそういった危機感もあつてのことですので、またご意見いただければと思っております。よろしくお願いいたします。
委 員	資料3-2「①事業の運営方針及び実施理由」についての評価の視点ですが、「ショートステイの利用状況に対する現状認識及び当該利用ニーズに対する今後の対応策について」はどういう中身をイメージして視点として入れられているのか教えてください。 今回は、ショートステイの居室を特別養護老人ホームに転換するという公募なのですが、ショートステイが何床か減ることで、ショートステイを今まで利用されている方にとって支障が出ないのかどうか、利用者に支障が出ないようにどのような対策をとるのかを評価いただきたいと思います。 6年前も同じような公募をしたのですが、その時は併設されているショートステイをすべて特養床に転換するという提案があり、そういった提案がもしかしたら出てくるかもしれないので、ご利用者への影響の有無などの分析を法人としてできているのか、というところを見ていただきたいと思います。

会 事 務 局	ます。 広域型特別養護老人ホームですが、法人単位で応募するということになるかと思うのですが、法人が2施設運営している場合はどうなるのですか。 1つの法人が複数の特別養護老人ホームを運営していて、複数施設の提案を行う場合は、同一法人であっても施設が異なるため、計画書は分けて提出してもらうことになります。
会 事 務 局	広域型特別養護老人ホームと地域密着型サービスの両方応募することを複数提案と呼ぶのではないのですね。 そうです。
会 事 務 局	事務局から、他ございますか。 事務局から審議提案が2件ございます。
会 事 務 局	まず、採択にあたっての基準点について、委員の皆様にご審議いただきたく、提案をいたします。 本日の資料には、基準点を6割として、お示ししています。 第8期期間中の審議会では、ご審議の結果、従来通り6割を基準点とすること、また原則として基準点を超えることといたしました。 今回の選定に関して、原則として基準点を超えることとしておりますが、第9期計画期間中における基準点の設定について、皆様にご審議いただきたいと思います。 会長、よろしくお願いいたします。
会	従来通り、6割を基準点としてよろしいでしょうか。ご意見、ご異議がありましたら、お願いします。 《意見等なし》
会 事 務 局	それでは、第9期計画期間中の基準点は、6割とさせていただきます。 次に、書面審査の取り扱いについての提案です。 次回の第2回審議会では、事業者から申込みのあった書面の審査を行っていただくことになります。その際、委員の皆さまの中で、申込みのあった法人の役員等利害関係者となっている方がおられる場合は、審議会委員としての当該法人に関する施設より応募のあった介護保険施設については、ご辞退いただくことが適当ではないかと考えております。 第8期においても、書面審査の前に、委員の皆さまに確認をさせていただ

会 会 事 務 局	長	きましたが、今年度も同様の取り扱いとさせていただいて良いか、ご審議いただきたいと思います。 会長、よろしくお願いいたします。 ご意見などございましたら、お願いします。 《意見等なし》
	長	それでは、次回審議会の書面審査の前に、申込法人と委員の皆さまの関係について確認をとるということでお願いいたします。
	局	ありがとうございました。 事務局からは以上です。
会	長	様々なご意見を頂戴いたしました。 それでは本審議会としましては、皆様方からいただいたご意見を集約してこの募集要項と選定基準について、修正を行いたいと思います。 集約につきましては、私にご一任いただくということでご了承いただけますでしょうか。 《異議なし》
会	長	それでは、一任をいただきましたので、事務局と調整しながら、募集要項と選定基準の修正等を行っていきます。 委員の皆さまには、事務局を通じて送付いたしますので、よろしくお願いいたします。 また、私からの意見ですが、書面審査を行う際の法人経理に関する書類について、昨年度までと同様、会計分野の専門の委員に事前に集中的に見ていただき、次回の審議会の時にご説明いただければと考えていますが、皆さん、いかがでしょうか。 《異議なし》
会	長	それでは、事務局は会計分野の専門の委員と調整していただきますようお願いいたします。 他にご意見・ご質問がないようでしたら、本日の案件については終了いたします。 事務局から、その他連絡事項はありませんか。
事 務 局	局	長時間にわたるご審議ありがとうございました。 本日いただきましたご意見をふまえて、会長とご相談させていただきなが

委 員 会 長	ら本日の資料を修正し、募集要項ならびに選定基準を決定してまいります。 なお、本日お配りしました会議資料の取り扱いについてですが、今後決定します募集要項ならびに選定基準により、各サービスの整備スケジュールにあわせて資料を公表してまいります。 つきましては、資料の公表に合わせて各委員の皆さまには確定資料を送付いたしますので、本日の資料はお席に置いたままにいただき、お持ち帰りにならないよう、よろしくお願いいたします。 なお、事前に送付しました資料については、お手数ですが処分していただきますようお願いいたします。 次回の第2回審議会の日程につきましては、整備スケジュールで説明しましたとおり、申請受付を10月に行い、その後、書面審査・ヒアリングを行うため、11月に開催を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。 また、本日の会議の議事録ですが、でき次第、委員の皆様に送付いたしますので、お手数ですがご確認をお願いいたします。 最後に、本日の審議会をもちまして、今西委員が任期満了でご退任となります。 今西委員におかれましては、法人経理の審査について、大変分かりやすくご説明いただき、事務局といたしましても、とても参考になりました。 また、10年もの間、長きにわたって委員をお勤め頂き、誠にありがとうございました。 それでは、今西委員より、一言頂戴したいと思います。 《挨拶》 それでは、これで令和6年度第1回介護保険施設等整備審議会を終了します。 おつかれさまでした。
---	--